

## 構内電話装置借上に係る契約希望者募集要項（公募）

次の契約について公募を実施しますので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊舞鶴地方総監部

経理部長 山中 健 司

## 記

## 1 調達予定品目

令和8年度、令和9年度及び令和10年度における舞鶴サイバー防護隊が要求元である構内電話装置借上に関する役務

## 2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(5) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る近畿地区の競争参加資格を有する又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者（申請中の場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者）

(6) 本事業に必要な次の履行能力を有するか、契約締結までに有することができる者

ア 法令による許認可及び法的資格が必要な場合、当該許可証等を契約締結までに取得できること。

イ 調達しようとする装備品について、次の要件を満たすこと。

(ア) 接続する内線数は、アナログ電話 8 3 2 回線以上、デジタル電話 3 2 回線以上、IP 電話 6 0 回線以上とする。

(イ) 局線との接続数は、2 3 回線以上とする。

(ウ) 第 2 3 航空隊及び舞鶴教育隊の構内電話装置（サテライト局）と接続できること。

(エ) 付加番号 DID 機能を有すること。

(オ) 中継台を 2 台以上接続できること。

(カ) 夜間転送台を 5 台以上接続できること。

(キ) 長距離内線を 2 4 台以上接続できること。

(ク) 装置異常時には、指定電話機と公衆網局線を直接接続（自動切替を実施）することで通信を確保すること。

(ケ) ネットワーク異常時には、補助機器等に自動切替を実施することで通信を確保すること。

(コ) 自営回線に装備される、IP 中継交換装置（VOIP-TS）等と接続できる機能を有すること。

(サ) 内線の FAX 端末及びボタン電話については、アナログ内線回路（リバース機能付）に収容する事を基本とし、必要なパッケージを搭載すること。

(シ) 参考機種：BL3000CTI 音声交換装置 neo（NTT）

ウ 調達しようとする装備品の性能を保証できること。

エ 借上期間 4 8 ヶ月の契約とし、履行開始日令和 9 年 3 月 1 日に対応できること。

オ 調達しようとする装備品に関する技術資料を入手できること。

カ 本事業を効率、かつ、効果的に実施できる技術を有し、納入後の不具合に関する対応が迅速かつ継続的に可能なこと。

キ 安全、工程管理、品質保証及び保全に関する一般管理能力を有すること。

ク 官側が要求する各種報告書作成に関するデータ管理能力を有すること。

ケ 現在 NTT・TC リースから借上げている BL3000CTI 音声交換装置 neo（以下「現用電話装置」という。）の運用を阻害することなく、新電話装置の設置調整を行い、令和 9 年 3 月 1 日の運用切替に対応できること。

- コ 本事業に必要な調整試験を実施できること。
- (7) 当該業務の一部を下請業者に委託する場合は、委託する業務に応じて本項第6号を証明できること。
- (8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し若しくは保証できること。

### 3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次の各号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

### 4 技術資料の提出

#### (1) 応募時の提出

過去5年以内に同一資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- ア 交換装置の保守整備受注実績一覧表（実績がない場合は、省略可）
- イ 法令による許認可及び法的資格が必要な場合、当該許可証等（写し）
- ウ 調達しようとする装備品の性能要目及び試験データ等を保証できることを証明する書類
- エ 調達しようとする装備品の要件を満たす資料
- オ 調達しようとする装備品に関する技術資料を入手できることを証明する書類

- カ 調達しようとする装備品の納入後の不具合に係る人員構成及び技術者派遣体制を示す書類
- キ 現用電話装置との切替が令和9年3月1日に対応できる工事工程表等
- ク 本事業に必要な第2項第6号キからケを証明する書類
- ケ 本事業に必要な調整試験を実施できること、並びに調整試験に要する機械器具、設備及び技術等を証明する書類
- コ 本事業に対応した所要の能力を有する技術者を確保できることを証明する書類
- サ 下請業者に一部を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表等
- シ 本事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託業務に応じて本項の必要項目を証明できる書類

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに、提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

(2) 提出期間

公示日 ～ 令和8年6月1日（月）

なお、上記の期間にかかわらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(4) 提出部数

第3項に示す「参加表明書」は2部、第4項に示す「技術資料」は1部。

## 6 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から部品供給体制等調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

## 7 応募者に対する審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

## 8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができる。

### ア 窓 口

第5項第1号に同じ。

### イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
  - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
  - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

- ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
  - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力を要する費用は、応募者の負担とする。
  - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
  - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
  - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
  - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編み綴りは不要とする。

添付書類：別紙様式「参加表明書（記入例）」

(記入例)

年 月 日

舞鶴地方総監部経理部長 殿

〇〇株式会社〇〇  
代表取締役 〇 〇 〇 〇

参 加 表 明 書 (舞監公示第8-19号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

調達予定品目	備 考
「舞鶴サイバー防護隊」構内電話装置借上	

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）  
2 令和〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書  
3 技術資料一式

※記入例注

募集区分に一部制限又は条件がある場合は備考欄に記載する。